川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 令和4年 6 月 6 日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 川崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第42号)の 一部を次のように改正する。

別表の1使用料又は利用料金の表金額の欄中「については5,000円」を「については7,000円」に、「については3,000円」を「については5,000円」に、「2,500円」を「3,000円」に、「1,500円」を「1,900円」に改める。

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 制 定 要 旨

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正に伴い、川崎病院及び多摩病院に係る非紹介患者初診加算料及び再診患者加算料の額を改定するため、この条例を制定するものである。